

○京丹波町建設工事等電子入札運用基準（平成21年京丹波町告示第30号）

（趣旨）

第1条 京丹波町が発注する建設工事及び測量等業務委託の入札（随意契約を含む。以下同じ。）を京丹波町が設置する京丹波町電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う場合（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、京丹波町財務規則（平成17年京丹波町規則第24号。以下「規則」という。）、京丹波町工事等競争入札心得（平成19年京丹波町告示第49号。以下「心得」という。）、入札公告その他入札条件を示した書面等に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）契約権者 規則第3条第1項第7号に規定する京丹波町の契約権者をいう。
- （2）入札事務関係職員 契約権者が指定し、電子入札における当該案件の電子計算機操作を行う者をいう。
- （3）入札参加者 電子入札システムにより、電子入札に参加しようとする者をいう。
- （4）提出 電子入札システムに入札参加者が発信する情報が記録されることをいう。
- （5）通知 入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、入札事務関係職員が発信する情報が記録されることをいう。
- （6）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- （7）電子証明書 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。
- （8）ICカード 入札参加者の電子証明書を格納したカードで、財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステム対応認証局として認めた認証局の発行するものをいう。

（運用時間）

第3条 電子入札システムの運用時間は、原則として、午前8時30分から午後8時まで（京丹波町の休日を定める条例（平成17年京丹波町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日を除く。）とする。

（利用者登録）

第4条 入札参加者は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。
（電子入札対象案件）

第5条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は通知において、電子入札である旨、記載がある案件とする。
（入札の中止等）

第6条 入札参加者は、入札の公告又は通知の日以降において、入札事務関係職員から入札の中止を示された案件に対しては、入札手続を行ってはならない。

2 前項の案件に対して提出された書類等は無効とする。
（入札参加申請）

第7条 入札参加者は、一般競争入札の発注案件において、競争参加資格確認申請書に電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札公告等に定める技術資料（以下「技術資料」という。）とともにその提出をしなければならない。

2 参加申請の取下げは、取下届（心得様式第4号の2）により届け出なければならない。
（技術資料）

第8条 入札参加者は、技術資料を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc 形式（Word 2003で読み取りが可能なものに限る。）
- (2) xls 形式（Excel 2003で読み取りが可能なものに限る。）
- (3) pdf 形式（Adobe Reader 7で読み取りが可能なものに限る。）
- (4) jpg 形式
- (5) gif 形式
- (6) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 技術資料として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) コンピューターウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染していないことを確認したものであること。

3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

- 4 入札参加者は、技術資料のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合には、原則として、これを持参により提出するものとする。
- 5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して技術資料の持参を求めた場合は、これに従うものとする。
- 6 入札参加者が技術資料を持参により提出する場合には、必要書類の一式を持参するものとし、電子入札システムとの併用は認めない。
- 7 前項の場合において、入札参加者は、提出方法の詳細について入札事務関係職員の指示に従うとともに、電子入札システムにより、技術資料の代替として、資料を持参する旨の表示、持参する書類の目録、持参する書類のページ数及び提出年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。
- 8 入札事務関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された技術資料へのウィルスの感染が判明し、入札事務関係職員からウィルスに感染している旨の連絡があった場合においては、その再提出の方法について協議するものとする。

(総合評価競争入札における技術提案資料)

第8条の2 総合評価競争入札(施行令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は同令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札をいう。)における技術提案資料については、前条の規定を準用する。この場合において、技術提案資料の提出期日については、第7条の規定にかかわらず、当該入札公告等に示した期日とする。

(競争参加資格確認通知書)

第9条 一般競争入札に係る入札参加者の入札参加資格有無の通知は、入札事務関係職員が競争参加資格確認通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第10条 指名競争入札参加者の指名は、入札事務関係職員が指名通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(入札)

第11条 入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書記載金額の内訳書(以下「内訳書」という。)とともに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書及び内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- 2 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。
- 3 入札の辞退は、電子入札システムへの入札辞退届(心得様式第4号の1)

の登録とともに、書面により届け出なければならない。

- 4 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、契約権者に申告した場合においては、契約権者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、契約権者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、複数の入札参加者が参加不能である状況に限り、契約権者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。
 - (1) 天災
 - (2) 広域的又は地域的な停電
 - (3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
 - (4) その他入札参加者に責めがない障害
- 5 入札事務関係職員側に障害が発生した場合においては、入札参加者は、入札事務関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。
- 6 入札締切の通知は、入札事務関係職員が、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。
- 7 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、入札参加者が第3項に規定する手続を行っていない場合においては、契約権者は、当該入札参加者が入札に参加しなかったと見なすものとする。

(内訳書)

第12条 入札参加者は、内訳書を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc 形式 (Word 2003 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (2) xls 形式 (Excel 2003 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (3) pdf 形式 (Adobe Reader 7 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (4) jpg 形式
 - (5) gif 形式
 - (6) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式
- 2 内訳書として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
 - (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
 - (3) ウィルスに感染していないことを確認したものであること。
 - 3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
 - 4 入札参加者は、内訳書のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合には、原則として、これを持参により提出するものとする。
 - 5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札

による入札参加者に対して内訳書の持参を求めた場合は、これに従うものとする。

- 6 入札参加者が内訳書を持参により提出する場合には、必要書類の一式を持参するものとし、電子入札システムとの併用は認めない。
- 7 前項の場合において、入札参加者は、提出方法の詳細について入札事務関係職員の指示に従うとともに、電子入札システムにより、内訳書の代替として、資料を持参する旨の表示、持参する書類の目録、持参する書類のページ数及び提出年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。
- 8 入札事務関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された内訳書へのウィルスの感染が判明し、入札事務関係職員からウィルスに感染している旨の連絡があった場合においては、その再提出の方法について協議するものとする。
- 9 入札事務関係職員は、入札期間が満了したとき、内訳書の内容を確認することができるものとする。
- 10 開札の日時において有効な内訳書を提出できていない入札参加者の行った入札は、その者を心得第11条第11号に掲げる者に該当するものとして、無効な入札とする。

(開札)

第13条 開札の日時は、入札書提出締切予定日時の翌日を標準とするものとする。

- 2 開札予定時間から落札者決定通知書等の発行までの期間が著しく遅延する場合には、入札事務関係職員は、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより、状況の情報提供を行うものとする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、入札事務関係職員は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号により、くじを実施し、落札者を決定するものとする。

(落札決定通知)

第14条 落札決定の通知は、入札事務関係職員が落札者決定通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(随意契約の取扱い)

第15条 電子入札システムにおける随意契約の取扱いについては、指名競争入札による取扱いを準用する。

(公開検証機能における公開基準)

第16条 電子入札システムの公開検証機能における情報の公開については、すべての入札参加者の情報の公開を原則とする。ただし、契約権者が書面による入札（以下「紙入札」という。）での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）及び指名取消となった入札参加者の情報については、

非公開とする。

(京丹波町入札情報公開システム上の取扱い)

第17条 京丹波町が設置する京丹波町入札情報公開システムにおける情報の公開については、すべての電子入札による入札結果の公開を原則とする。

(入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任等))

第18条 電子入札を利用することができるICカードは、競争参加資格確認通知書若しくは京丹波町の競争入札参加資格者名簿に記載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札、見積及び契約権限について年間委任状(様式第1号)により委任を受けた者(以下「受任者」という。)のICカードに限る。

- 2 電子入札においては、復代理は認めない。
- 3 第1項の委任の期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。
- 4 入札参加者は、代表者若しくは受任者に変更が生じた場合には、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更を反映したICカードを取得し、第4条第2項に定める手続を行わなければならない。
- 5 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)における入札可能なICカードは、特定JV又は経常JV(以下「JV」と総称する。)の代表者のICカードとする。
- 6 特定JVの応札に当たっては、契約権者は、入札参加者に対して、入札及び見積に関するすべての事項の権限について、特定JVの構成会社の代表者から特定JVの代表者への個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。
- 7 JVの入札に当たっては、入札参加者は、契約権者がJVとして認識できるように、競争参加資格確認申請書及び入札書にJVの名称を明記するものとする。
- 8 第4項の規定に関わらず、契約権者は、JVの構成会社の入札及び見積権限について、JVの代表者から代表者の会社の支店長等への個別委任を認めることができる。
- 9 契約権者は、一般競争入札における入札参加者について、当該競争参加資格確認申請書及び入札書の代表者又は受任者が入札権限を有するか否かを電子入札システム及び入札関係資料により確認する。
- 10 契約権者は、前項の確認の結果、当該代表者又は受任者が入札の権限を有しないと判断した場合には、入札参加者に適宜の方法でその旨を通知するものとする。この場合においては、入札の権限を有する代表者又は受任者のICカードにより、再度参加申請等を行うときのほかは、当該案件への参加を認めないものとする。
- 11 入札参加者がICカードを次の方法により、不正に使用等した場合にお

いては、契約権者は当該入札を無効な入札と判断する。

- (1) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の I C カードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合
- (4) その他不正の目的を持って I C カードを使用した場合

(紙入札承諾の基準)

第 19 条 契約権者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願 (様式第 2 号) が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を承諾するものとする。

- (1) システム障害により、締切日時内の手続完了が不可能と予測されるとき。
- (2) I C カードが電子証明書記載事項の変更等により、その効力を喪失した場合 (以下「失効」という。)、暗証番号の誤入力により、その使用が停止された場合 (以下「閉塞」という。) 又は破損等により使用できなくなった等のやむを得ないと認められる事由により、電子入札の続行が不可能と判断され、かつ全体の入札手続に影響がないと認められるとき。
- (3) インターネット通信環境が別に定める電子入札システムの推奨条件を満足しないなど、入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

(紙入札者の電子入札における取扱い)

第 20 条 前条の規定による紙入札者は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

- 2 紙入札者における各種締切日時は、契約権者への到着日時をもって判断し、電子入札の各種締切日時と同一とする。
- 3 紙入札者に対して、電子入札システムによる通知は行わない。
- 4 紙入札者は、入札書及び内訳書を提出するにあたっては、入札書 (様式第 3 号) に必要事項をすべて記入し、入札用封筒 (心得様式第 2 号) に入れ、封印するとともに、この封筒と内訳書をまとめて別の封筒に入れて、持参により提出しなければならない。この場合において、紙入札者は、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 5 前項の方法に不備のある入札書は無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、当該入札は有効

とし、入札事務関係職員は、当該紙入札者のくじ入力番号を001として電子入札システムに登録する。

(入札参加者の責務)

第21条 入札参加者は、電子入札システムを利用するに当たって、各種手続後に表示される画面により、送信データの到達を確認し、必要に応じて印刷等を行なうものとする。

(雑則)

第22条 この基準に定めるもののほか、電子入札の実施等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第91号)

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

年 間 委 任 状

私は、

㊦ をもって代理人と定め、

京丹波町が発注する工事に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 契約の締結及びその変更解除に関する権限
- 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 5 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 6 工事の入札に関して復代理人を選任する権限
- 7 共同企業体に関する権限

委任期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

住 所

委任者

㊦

(注) 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を次に記載してください。

代 理 人

所在地 〒

名称

電話

職・氏名

㊦

年 間 委 任 状

私は、
⑩ をもって代理人と定め、
京丹波町が発注する測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設
コンサルタント、補償コンサルタント及び環境測定業務に係る下記の権限を委任し
ます。

記

委任事項

- 1 入札に関する権限
- 2 契約の締結、その変更解除に関する権限
- 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 5 前払金、部分払代金、その他代金の請求及び受領に関する権限
- 6 入札に関して復代理人を選任する権限

委任期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

住 所

委任者

⑩

(注) 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を次に記載してください。

代 理 人

所在地 〒

名称

電話

職・氏名

⑩

様式第2号様式（第19条関係）

紙入札方式参加承諾願

1 案件番号及び案件名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は、当社においては上記理由により、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますよう、お願いいたします。

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑩

京 丹 波 町 長 様

様式第3号（第20条関係）

入 札 書

金 額				
工事番号及び 工 事 名				
工 事 場 所				
くじ入力番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （3桁の数字を記入のこと。）			
<p>上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承認の上、入札します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称 ㊞</p> <p>京 丹 波 町 長 様</p>				

- 備考 1 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、住所、氏名又は名称を記載し、封印をしてください。
- 2 「くじ入力番号」が記載されていない場合は、「001」として、電子入札システムに登録します。
- 3 測量等業務委託の場合は、様式中にある「工事」を、すべて「業務」に訂正して使用してください